

# 青森県情報公開・個人情報保護審査会の答申（平成27年1月6日付け答申第28号）の概要

## 第1 件名

DV被害に関する相談・通報処理票及びケース記録に係る一部開示決定処分に対する異議申立て

## 第2 審査会の結論

青森県知事（以下「実施機関」という。）が、対象となった保有個人情報の一部を不開示としたことについて、別表の右欄に掲げる実施機関がなお不開示とすべきとしている部分（以下「不開示維持部分」という。）は、不開示とすることが妥当である。

## 第3 経緯

### 1 保有個人情報開示請求 平成26年2月5日

「平成〇年〇月〇日午前〇時〇分頃、請求者が青森県〇〇地域県民局地域健康福祉部を訪れ、福祉調整課DV担当者に対して、請求者の妻から受けた暴力行為・子どもの連れ去り・虐待の疑い等の事案について相談した内容を同担当者が記録した受付票・処理票・相談録・顛末書等、また、同日の相談に先立って請求者が同事案について予め電話相談した時の録取書等、同事案に係る同局保管の開示可能な文書の全部。」

### 2 一部開示決定 平成26年2月19日

「相談・通報処理票」及び「ケース記録」を本件開示請求に係る行政文書として特定し、条例第21条第1項第8号に該当するとして一部開示（以下「原処分」という。）

### 3 異議申立て 平成26年4月14日

一部開示決定を取り消し、異議申立人が開示請求した行政文書の開示を求める。

### 4 諮問 平成26年6月3日

### 5 実施機関における再検討

原処分において不開示とした部分（下表に示す「原処分における不開示部分①、

②」)の一部(下表に示す「開示部分③、④」)については、開示することにより、当該事務又は事業の適正な執行に支障を及ぼすおそれがないと判断されることから、新たに開示することとする。

<相談・通報処理票>

ページ	欄	原処分における不開示部分①	開示部分③
1	決裁欄	「福祉総室長」、「次長」、「職員」、「婦人相談員」、「受付」欄の印影、決裁印	同左
	受付者 職・氏名	「氏名」4字	同左
	(※)対象者	「特記事項」記載内容38字	同左
	主訴	3行目から10行目	同左
2		4行目～7行目、9～10行目	同左
		(内容)以下3行目～25行目	(内容)以下4行目～25行目
3		1行目～39行目	同左
4		1行目～39行目	同左
5		1行目～39行目	同左
6		1行目～39行目	同左
7		1行目～39行目	同左
8		1行目～38行目	同左
9		1行目～22行目	同左

	決裁欄	「福祉総室長」、「次長」、 「担当」欄の各印影、報告者 印影	同左
--	-----	--------------------------------------	----

< ケース記録 >

ページ	欄	原処分における不開示部分②	開示部分④
1		1行目「日付」（平成〇年〇 月〇日（〇））以降17字	
		2行目～22行目	
2		6行目「～とのこと。」以降 5字	
		7行目	
		8行目「平成〇年〇月〇日 （〇）」以降「～起案」まで の4字	同左
3	起案者	「主査」以降 5字及び印影	同左
	決裁欄	「福祉総室長」、「次長」、 「課員」欄の各印影	同左
	浄書者印、校合 者印、公印使用 発送承認印	各印影	同左
5・ 6	加害者（判明し ている場合）氏 名（生年月日）	「氏名」5字、「生年月日」 11字	同左
	加害者（判明し	2字	同左

ている場合) 住所		
加害者(判明している場合) その他	1行目 3字、2行目 9字	同左

## 第4 審査会の判断理由

### 1 判断の対象範囲について

実施機関は、原処分に対する異議申立てがなされた後、第3の5の表の「新たに開示することが適当と判断する部分」欄に掲げる部分は開示することとするが、不開示維持部分については、条例第21条第1項第8号に該当し、なお不開示を維持するとしている。

よって、当審査会は、不開示維持部分の不開示情報該当性について検討する。

### 2 本件保有個人情報1ないし3について

別表の右欄に掲げる本件保有個人情報1ないし3について、実施機関は、条例第21条第1項第8号に該当するため不開示を維持すると主張しているため、同号該当性について検討する。

#### (1) 条例第21条第1項第8号の趣旨

ア 条例第21条第1項第8号は、県、国の機関等が行う事務又は事業であって、当該事務又は事業の性質上、開示することにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものを不開示情報として規定している。

イ 本号に該当する情報には、当該事務又は事業の目的、その目的達成のための手法等に照らして、同種のもものが反復されるような性質の事務又は事業であって、ある個別の事務又は事業に関する情報を開示すると、将来の同種の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものも含まれるものである。

#### (2) 条例第21条第1項第8号該当性

ア 本件保有個人情報1について

(ア) 当審査会が見分したところ、本件保有個人情報1は、異議申立人が口述した

内容ではなく職員が特に記録に留めておくべき情報として、職員の異議申立人に対する推測を伴った記述又は主観による印象・様子の記述の部分であると認められる。

- (イ) 当該情報が記録されている本件行政文書1には、相談を実施した日や相談者への説明内容等の客観的な事実経過のみを記載するだけでなく、職員の所見を含めた詳細な経過が記録されている。これは、これらを記録することにより、相談者へのより適切な対応を可能とするためのものである。
- (ウ) 本件保有個人情報1を開示することになれば、職員が今後の相談事案の検討に際し、所見等を記述することを躊躇し、客観的な事実のみを記載することとなりかねない。これでは事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

#### イ 本件保有個人情報2及び3について

- (ア) 本件保有個人情報2及び3が記載されている本件行政文書2は、本件行政文書1に添付する記録書式であり、本件行政文書1に記載された対象者について、継続的な支援が必要な場合等に使用される文書である。
- (イ) 当審査会が見分したところ、本件保有個人情報2は、実施機関が相談業務を適正に遂行するため、他の行政機関と情報共有を図った際の記録であると認められる。相談者が複数の機関に相談した場合等においては、相談機関が相互に情報提供を行い、相談者に関する情報を共有することがある。このことにより、相談者の状況を正確に把握し、相談者へのより適切な対応が可能となるものである。

本件保有個人情報2を開示することになれば、職員が今後の相談事案の検討に際し、詳細な情報提供又は所見等を記述することを躊躇しかねない。それでは、記録としての機能が低下することとなり、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

- (ウ) 当審査会が見分したところ、本件保有個人情報3は、職員の主観に基づく所見等の記述の部分であると認められる。実施機関が行う被害者の支援措置等の事務は、その性質上、相談者の発言等の事実にとどまらず、職員の心証、所見等を記載することが有効である場合がある。

本件保有個人情報3を開示することになれば、職員が今後の相談事案の検討に際し、所見等を記述することを躊躇しかねない。それでは、記録としての機能が低下することとなり、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

ウ 以上から、本件保有個人情報1ないし3は、条例第21条第1項第8号に該当する。

#### (3) 条例第22条該当性について

異議申立人は、条例第22条に基づく開示を求めると主張しているため、同条該

当性について検討する。

ア 条例第22条は、「実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報（第21条第1号又は第2号に該当する情報を除く。）が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。」と規定している。

イ 条例第21条各号に定める不開示情報については、基本的に開示してはならないものであるが、このような不開示情報であっても、個々の事例における特殊な事情によっては、開示することの利益が開示とすることの利益に優越すると認められる場合があり得ることを否定できないため、不開示情報であっても、実施機関の高度な行政的判断により裁量的に開示することができることとしたものである。

ウ しかし、本件において不開示維持部分については、これらを開示することにより保護すべき利益を犠牲にしてまで異議申立人に開示すべき特段の必要性があるとは認められない。よって、実施機関が裁量的開示を行わなかったことについて、裁量権の逸脱、濫用は認められない。

### 3 その他

異議申立人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

### 4 結論

以上、実施機関がなお不開示を維持する部分に係る判断は、妥当である。よって、「第2 審査会の結論」のとおり判断する。

## 第5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過の概要は、別記のとおりである。

別表

原処分による不開示部分	不開示維持部分
<p>(1) 本件行政文書 1</p> <p>① 1枚目の決裁欄の「福祉総室長」、 「次長」、「職員」、「婦人相談 員」、「受付」欄の各印影、決裁印</p> <p>② 1枚目の受付者職・氏名欄の氏名</p> <p>③ 1枚目の「(※)対象者」欄の特記 事項の欄</p> <p>④ 1枚目の主訴の3行目～10行目</p> <p>⑤ 3枚目の4行目～7行目、9～10行 目</p> <p>⑥ 3枚目の「(内容)」以下3行目～ 25行目</p> <p>⑦ 4枚目の1行目～39行目</p> <p>⑧ 5枚目の1行目～39行目</p> <p>⑨ 6枚目の1行目～39行目</p> <p>⑩ 7枚目の1行目～39行目</p> <p>⑪ 8枚目の1行目～39行目</p> <p>⑫ 9枚目の1行目～38行目</p> <p>⑬ 10枚目の1行目～22行目</p> <p>⑭ 10枚目の決裁欄の「福祉総室長」、 「次長」、「担当」欄の各印影、報告 者印影</p>	<p>3枚目の15行目（以下「本件保有個人情報 1」という。）</p>
<p>(2) 本件行政文書 2</p> <p>① 1枚目の1行目「日付」（平成25年 7月23日（火））以降17字</p> <p>② 1枚目の2行目～22行目</p> <p>③ 2枚目の6行目「～とのこと。」以 降の5字</p> <p>④ 2枚目の7行目</p> <p>⑤ 8行目「平成25年9月5日（木）」 以降「～起案」前までの4字</p> <p>⑥ 3枚目の起案者欄の「主査」以降5 字及び印影</p>	<p>1枚目の2行目の14文字目から23行目の41 文字目まで（以下「本件保有個人情報 2」 という。）</p> <p>2枚目の7行目の15文字目から8行目の14 文字目まで（以下「本件保有個人情報 3」 という。）</p>

- |   |  |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>⑦ 3枚目の決裁欄の「福祉総室長」、<br/>「次長」、「課員」欄の各印影</li><li>⑧ 3枚目の浄書者印、校合者印及び公<br/>印使用発送承認印欄の各印影</li><li>⑨ 5枚目及び6枚目の加害者の氏名<br/>(生年月日)欄の16字</li><li>⑩ 5枚目及び6枚目の加害者の住所欄<br/>の2字</li><li>⑪ 5枚目及び6枚目の加害者のその他<br/>欄の1行目の3字及び2行目の9字</li></ul> |  |
|---|--|

別記

審査会の処理経過の概要

年 月 日	処 理 内 容
平成26年 6 月 3 日	・実施機関からの諮問書を受理した。
平成26年 7 月 1 日	・実施機関からの理由説明書を受理した。
平成26年 7 月 25 日	・異議申立人からの反論書を受理した。
平成26年 8 月 29 日 (第46回審査会)	・審査を行った。
平成26年 9 月 24 日 (第47回審査会)	・審査を行った。
平成26年10月24日 (第48回審査会)	・審査を行った。
平成26年10月30日	・実施機関に対する照会について、実施機関からの書面を受理した。
平成26年11月21日 (第49回審査会)	・審査を行った。
平成26年12月 1 日	・実施機関に対する照会について、実施機関からの書面を受理した。
平成26年12月19日 (第50回審査会)	・審査を行った。

(参考)

青森県情報公開・個人情報保護審査会委員名簿（五十音順）

氏名	役職名等	備考
石岡 隆司	弁護士	会長
一條 敦子	ふれ～ふれ～ファミリー代表	
大矢 奈美	公立大学法人 青森公立大学経営経済学部准教授	
河合 正雄	国立大学法人 弘前大学人文学部講師	
竹本 真紀	弁護士	会長職務代理者

(平成27年1月6日現在)